

平成 2 8 年度
監 査 結 果 報 告 書
(中 期 定 期 監 査)

東大阪市監査委員

目 次

監査結果報告書

監報第 6 号	1
上下水道局 経営企画室		
監報第 7 号	5
上下水道局 水道総務部		
監報第 8 号	15
上下水道局 水道施設部		
監報第 9 号	19
經濟部		

監 報 第 6 号

平成 29 年 2 月 10 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

上下水道局経営企画室

2 監査の実施期間

平成28年10月13日から平成29年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制 ②契約事務 ③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、事務は概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

監 報 第 7 号

平成 29 年 2 月 10 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

上下水道局水道総務部 総務課、管財課、経理課、お客様サービス課、営業システム課、
収納対策課

2 監査の実施期間

平成28年10月13日から平成29年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制 ②契約事務 ③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。また、地方公営企業会計処理の調査についての支援業務を優成監査法人に委託した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

総務課

1 公印の管理について

公印の管理において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 上下水道局公印規程（以下「規程」という。）第9条において、当課長は、公印台帳を備え、必要な事項を登録しておかなければならないと定められている。

ところで、収納対策課及び営業システム課が使用している現金取扱員印の名称、書体等は、規程第4条に定められておらず、また、収納対策課が使用している現金取扱員印は日付と番号のみ記載されたもので、上下水道局で領収されたことが明確でない形状となっている。

現金取扱員印について、名称、書体等を規程に定めるとともに、上下水道局が領収されたことが明確となる形状とされたい。

- (2) 規程第14条第2項において、不用公印は切断又は焼却等適当な方法で廃棄処分になければならないと定められている。

ところで、当課金庫内の公印等について保管管理状況を調査したところ、不用公印が保管されていた。

適正な事務処理をされたい。

2 特殊勤務手当の支給規程について

企業職員の特殊勤務手当支給規程（以下「規程」という。）第2条及び別表第1における特別事務手当のうち「外勤の停水業務に従事したとき」に該当した場合は、1回につき250円が支給されている。

この規程について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

規程の見直しについて検討されたい。

- (1) 現状では1日につき2回の支給が上限となっているが、規程で明記されていないもの。
- (2) 停水解除のみに従事したときも対象となっているが、規程で明記されていないもの。

管財課

1 契約事務について

当課で締結している契約について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書に、上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱第9条に定められている暴力団の排除に関する条項が記載されていないもの。
- (2) 契約書に、契約保証金に係る免除理由の記載や条項のないもの。

2 公用車の管理について

公用車の管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な管理に努められたい。

- (1) 道路運送車両法第66条及び自動車損害賠償保障法第8条において、自動車を運行する時は、自動車検査証（以下「車検証」という。）及び自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責保険証明書」という。）の備付けが義務付けられている。
ところで、当課で管理をしている公用自動車において、車検証及び自賠責保険証明書の写しが備え付けられていたもの。
- (2) 上下水道局自動車管理運行規程第3条第2項において、自動車の管理運行を総括する所属長は、台帳を備え付け、必要事項を記載しなければならないと定められている。
ところで、当該台帳において、更新後の車検有効期間や自賠責保険期間の記載がなされていないもの。

3 上下水道局業者審査委員会規程について

上下水道局業者審査委員会を設置しているが、組織は本市職員のみで構成されている。

ところで、市長部局においては、従来の建設工事業者審査会規程を平成28年4月1日に廃止し、建設工事契約審査会規則に改め、組織について本市職員のみ構成から、外部委員も参画する組織へと変更し、契約の公正性の確保に努めている。

上下水道局においても、建設工事契約審査委員会規則の内容に準じ、上下水道局業者審査委員会規程について必要な改定を講じられたい。

4 資産のグループ化について

地方公営企業法施行規則第8条第3項第2号において、固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきものについては、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額としなければならないとされている。

この減損会計について、固定資産である水道事業資産グループ、遊休資産及び賃貸用不動産について、区分されておらず一括で管理されているものもあり、各々の帳簿価額が把握できていないものが見受けられた。

固定資産のグルーピングを適正に整備されたい。

経理課

1 リース取引の判定について

リース取引については、その経済的実質に基づいて、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類され、更にファイナンス・リース取引は所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引に分類される。これらの取引の会計処理はそれぞれ異なっており、所管のリース取引がどの取引に分類するか判定する必要がある。

ところで、平成27年度決算において、その結果は適正になされていたものの、判定の証跡が残されていないものが見受けられた。

判定の証跡について、適正に管理されたい。

2 法定福利費引当金の取崩しに係る注記について

平成27年度決算において、地方公営企業法施行規則第44条の規定に基づくその他の注記として、法定福利費引当金の取崩しの内容について注記している。

ところで、当該注記に記載された法定福利費の金額は、賞与に係る法定福利費だけでなく、給与に係る法定福利費も含んだ金額となっていた。

当該注記に記載する金額は、賞与に係る法定福利費であり、今後、適正に記載されたい。

お客様サービス課

水道料金について

水道料金は、水道事業給水条例（以下「条例」という。）第 23 条、同施行規程（以下「規程」という。）第 23 条及び水道料金種別適用基準の取扱要綱（以下「要綱」という。）第 2 条により定められている。

ところで、ホームページ等で公開されている店舗付住宅の水道料金の適用減額をはじめ、現在要綱で定められている各種適用に係る取扱いについては、条例及び規程において必要な事項を明確に規定し、公開されるよう検討されたい。

営業システム課

契約事務について

当課では、上下水道業務システムに関する事務を所掌していることから、業務ソフトや機器等の保守について、当初のシステム構築時に関与のあった事業者との間で多くの委託契約を締結している。

これらの契約は、システムに係る迅速で的確な対応等が必要となることから、すべてが随意契約で行われ、締結された契約条項についても金額等を除き同様のものが多く見受けられた。

同一の事業者との間において、類似した業務をソフトや機器別に個別契約することは、契約締結事務の煩雑さに繋がるとともに、各契約金額が少額となり、これにより契約の保証においても影響が生じることが懸念される。

類似した委託契約の集約について検討されたい。

収納対策課

1 未収水道料金について

未収水道料金については、督促状の発送、臨戸訪問及び給水停止の強化等による対策を行っているものの、平成 28 年 9 月末現在、過年度分として 304,338,907 円発生しており、さらに、年度ごとに上昇傾向にあるため、このまま推移すると不納欠損額が増加していくことが必至である。

財政運営上、また公平性の観点からも早期回収に努め、適正な債権管理をされたい。

2 不納欠損処分について

水道料金は、診療費、奨学金等と同様に民法が適用され私法上の債権となるため、債務者から消滅時効の援用がなく当該債権を放棄するには次のいずれかの事由に該当することが必要である。

- ① 議会の議決を得る。
- ② 条例で債権放棄ができるよう定める。
- ③ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定により債権を免除する。

これらの債権放棄に伴う会計上の手続きが不納欠損処分である。

ところで、市では平成 24 年 3 月に上記の②に該当する債権の管理に関する条例（以下「条例」という。）を制定したが、当課では、条例を適用せず、債権放棄の手続きを経ないまま、水道事業会計規程第 17 条の 2 第 1 項第 3 号により、平成 27 年度末で 46,773,063 円の水道料金の不納欠損処分を行っている。

適正な事務処理をされたい。

3 浴場用水道料金等集金事務委託契約について

水道行政の円滑化と集金事務能率向上を図るため、水道料金等の集金に係る事務について、2 つの浴場組合と委託契約を締結しており、契約書第 4 条の規定では、当該組合の全集金額の 4%を集金委託手数料として支払うとしているが、その率については、確認ができただけでも 20 年以上変更されておらず、算定根拠も引き継がれていない。

費用対効果を念頭に、集金事務委託契約のあり方について検討されたい。

4 契約事務について

当課で締結している契約において、契約書に、上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱第 9 条に定められている暴力団の排除に関する条項が記載されていないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

5 公金の管理について

当課では、水道料金等集金用つり銭資金の交付を受けている。そのつり銭の日々の管理は、借入者である現金取扱員個人で管理しており、月の末日に預り金明細書を提出させている。

ところで、当課長は、水道企業出納員につり銭資金保管状況の確認を行った旨報告しているものの、現金と預り金明細書の照合は行わず、その預り金明細書のみを検査している。

つり銭資金の保管状況の確認は、現金と預り金明細書を照合するなど適正な公金の管理をされたい。

6 水道料金等収納事務委託契約について

上下水道使用料の収納に関する事務について、平成13年12月3日、平成14年4月1日、平成16年9月30日に、コンビニエンスストア事業者及び集金代行事業者との三者で委託契約を締結しているが、契約書に、自動更新条文が明記されていることから、その後、新たな契約は締結されず、また、収納事務委託料については毎年度、集金代行事業者と覚書を締結している。

前回の監査において、自動更新条文に基づく当初契約での業務継続について、会計年度独立の観点から指摘したものであるが、更に契約の保証や暴力団排除の観点において課題が生じていることから、新たな契約締結について検討されたい。

7 水道料金等の収納事務について

水道庁舎及び中・東連絡所における水道料金等の収納事務を業者と委託契約している。

その収納事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 収納事務受託者が市民から受け取った水道料金等を金融機関へ払い込む際は、払込書をもって払い込むべきところを納入通知書で払い込んでいるもの。
- (2) 収納事務受託者が市民から水道料金等を受け取った際に発行する領収証書の領収者名が、上下水道事業管理者名になっているもの。

監 報 第 8 号

平成 29 年 2 月 10 日

東大阪市監査委員 柴 田 敏 彦

同 牧 直 樹

同 菱 田 英 継

同 鳥 居 善 太 郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

上下水道局水道施設部 施設整備課、給水課、維持管理課、配水管理センター

2 監査の実施期間

平成28年10月19日から平成29年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制 ②契約事務 ③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

配水管理センター

1 水質検査に係る費用について

当課では、上下水道局水質試験受託要綱（以下「受託要綱」という。）の規定により、水質検査を行っているが、当課のほかに、健康部が所管する保健所においても、水質検査が実施されている。

両者の検査項目と費用については、当課では受託要綱第3条別表において、健康部では保健所事務手数料条例第2条第96号ウ及び同条例施行規則第2条別表において、各々規定されている。

ところで、当課で実施している水質検査36項目については、保健所で実施している34項目と重複しており、検査業務に対して徴収する金額（消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額加算後）を比較すると、すべての項目で相違していた。

これらの金額の相違についての検証を行うとともに、類似する水質検査が他部局で実施されている現状と当課における業務実績に鑑み、効果的かつ効率的な市民サービス提供のあり方を検討されたい。

2 消防用設備について

水走配水場の消防用設備等の点検については6か月に1回、消防署への結果報告は3年ごとに行われている。前回の結果報告は平成26年8月であり、その中で点検結果判定が不良、措置内容は後日改修予定とあるが、平成26、27年度は改修を行わず、平成28年度に工事を行ったものの、いまだに不良箇所が残っている。

早急に不良箇所の改修を実施されたい。

監 報 第 9 号

平成29年2月10日

東大阪市監査委員	柴 田 敏 彦
同	牧 直 樹
同	菱 田 英 継
同	鳥 居 善太郎

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象部局

経済部 経済総務課、モノづくり支援室、商業課、労働雇用政策室、農政課

2 監査の実施期間

平成28年11月14日から平成29年2月10日まで

3 監査の方法

今回の監査は、主に平成28年度の財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、平成28年度の定期監査の重点項目として定めた ①内部統制 ②契約事務 ③補助金交付事務の各項目が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部又は一部について、実施した。

第2 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

<検討又は改善を要する事項>

経済総務課

1 貸付金の回収について

中小企業の融資申し込みに対し信用保証を付して取扱金融機関にあっせんを行う、いわゆるあっせん融資等については、現在、公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構が民間の債権管理回収会社へ委託を行い債権の回収に努めているところである。

しかしながら、平成 28 年 10 月末現在の代位弁済残高は 53,415,444 円となっている。

債権の回収について更なる検討を行うように指導されたい。

2 郵便切手の管理について

郵便切手については、必要の都度購入すべきものであるが、必要以上の購入を続けてきたことから、年間 12 万円程度の使用にかかわらず、約 145 万円（平成 28 年 10 月末現在）の郵便切手を保有している。

適正な管理をされたい。

3 市有地の利活用について

当課では、市内荒本西三丁目地内において旧荒本仮設駐車場跡地（3,248 ㎡）を管理している。

旧荒本仮設駐車場跡地については、公共施設マネジメント推進会議において市有地の有効利用方法の調査等も含めて検討しているものの、現在においても利活用されていない。

市民の貴重な財産であることから、引き続き当該市有地の利活用について更なる検討をされたい。

4 出納員事務について

当課長は出納員として、所管に属する手数料の収納事務を分掌し、特定中小企業者認定手数料を収納している。

ところで、手数料に係るつり銭については、当課で引き継がれている現金 15,000 円を用いて、つり銭の用に供している。

公金収納に係るつり銭の利用については、財務規則第 206 条の 3 に基づき、会計管理者より交付された資金を用いられたい。

モノづくり支援室

1 収入未済金の早期回収について

当室で管理している市営産業施設の作業場に係る平成 28 年 11 月末における過年度分の収入未済額は、14,280,300 円となっている。

また、滞納者の中には使用料を滞納しながら長期にわたって作業場を使用しているものが見受けられた。

市営産業施設条例第 10 条第 1 項第 1 号に「この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき」は使用の許可を取り消すことができると定められている。

前回の監査での指摘と同様、この条項も念頭に、より効率的な回収策を実施し収入未済金の早期回収に努められたい。

2 商工振興補助金他補助金の交付について

当室では、平成 28 年度において、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が行う 13 事業に対して商工振興補助金として 15,257,000 円、他の 4 事業に対して 17,200,000 円、合計 32,457,000 円の補助金を交付している。

同部では、会議所に対する補助事業に関して、独自の運用基準を設けているが、市の基準と同様に 2 分の 1 以内を基本としている。

ところで、多くの事業において補助率 2 分の 1 の基準を超えており、中には 100%に近い事業も見受けられた。なお、協議のうえ必要と判断されれば補助率は 2 分の 1 を超えることを認めているものの、各々交付決定について、明確な判断理由が示されているものは見受けられなかった。

また、現状では、創業に係る事業など一部を除いて参加者は、近隣市の事業所も含む会議所会員が中心となっており、非会員の中小零細企業をはじめ全ての市内事業所が、均等に補助金の効果を享受できる施策とするため、補助金交付にあたっては、さらなる工夫を要する。

限られた財源をもって、全ての市内企業に効率的、効果的な支援ができるよう、補助金交付

による施策全体の見直しを検討されたい。

(参考)

(1) 都市間交流支援事業

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 90.9% を占め、会議所の自己資金は収入合計の 7.7% である。

(2) 商工振興補助金（モノづくり創業・経営支援事業）

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 88.2% を占め、会議所会議使用料を除く会議所自己資金は、7.4% である。

(3) 専門見本市への共同出展事業

平成 28 年度当該補助金の交付申請書の収入の内訳において、補助金が収入合計の 76.9% を占め、会議所の自己資金は収入合計の 4.2% である。

3 都市間交流支援事業補助について

当室では、市内企業が他都市の企業と商談をすることにより、情報交換、取引マッチングや販路開拓などビジネスチャンスに繋げることを目的として東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する都市間交流支援事業に対して、1,000,000 円の補助金を交付している。

平成 27 年度は、大阪市、奈良県、和歌山県を会場に計 3 回の商談会を開催しており、本市企業の参加は、各々 9 社、14 社、10 社であったが、これらの参加募集にあたっては、毎回、案内はがきを会議所会員宛に郵送しており、印刷費と通信費で合計 305,136 円を要していた。

また、奈良県、和歌山県の 2 会場への移動には、貸切バスを利用しているものの、参加者への負担金の徴収はなく手厚い事業となっている。

限られた財源をもって、市内事業者に有効な支援を図ることができるよう、費用対効果を念頭に事業手法を工夫するなど、当該補助事業の見直しを図られたい。

4 商工振興補助金（モノづくり創業・経営支援事業）について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する「モノづくり創業・経営支援事業」に対して、商工振興補助金に係る 1 事業として 820,000 円の補助金を交付している。

当該事業は、東大阪市内において、モノづくりを中心とした起業家の発掘と育成や経営革新をめざす企業の支援、事業承継の取組を促進することなどを目的としており、平成 27 年度事業はアンケート、国際フロンティア産業メッセへの出展、経営革新成功企業視察会（以下「視察会」という。）で構成されていた。

ところで、実績報告書から、当該事業のうち視察会の内容について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 視察会は、和歌山県橋本市の企業を視察しており、参加者は 19 名と随行者 3 名の計 22 名であり、大型貸切バスを使用し、借上料 103,680 円のほか、案内はがきの発送費 97,417 円と印刷費 26,500 円と多額の経費を要していた。

限られた財源をもって、補助金が効果的に運用され、市内事業者には有効な支援が図れるよう、費用対効果を精査され、補助制度のあり方を検討されたい。

- (2) 視察会参加者募集に係る案内はがき 2,200 社の発送先は会議所の会員に限定されており、非会員の事業者への周知はホームページ等によるものであった。

補助金をもって、すべての市内事業者を対象に、効果的な周知が図られる事業とされたい。

5 売りメッセ（モニター会）東大阪開催補助事業他について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施する「売りメッセ（モニター会）東大阪開催事業」に対して、2,200,000 円の補助金を交付している。

平成 27 年度事業は、市内事業所の販路開拓を目的とする「売りメッセ東大阪」と、商品力及び販売力の強化支援を目的とする「モニター会」の 2 種類の内容で構成されていた。

ところで、実績報告書から、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 事業費のうち、印刷費が事業総額の 50.9%を占めているが、会場で使用する少額のポスター印刷費を除き、ほとんどの印刷業務が他市に所在する同一の事業者（以下「A社」という。）に発注されていた。

また、市が会議所に補助金を交付している他の事業においても、印刷業務の多くは A 社に発注されており、その合計は年間数百万円に上っていた。なお、A 社への発注は競争入札によらず、随意で決定しており、支払金額が 10 万円（税込）以上見込まれるもの

のみ、2者の相見積りが行われていた。

市は会議所に対して年間を通じて多額の補助金を交付しており、補助金等交付規則において、発注先に関する規定はないものの、補助の目的や性格から、会議所に対しては市内企業への受注機会の創出を促し、補助事業を通じた市内企業の育成に繋がりたい。

- (2) A社の領収書は、他事業に係る会議所の実績報告書にも数多く添付されていたが、日付のないものや日付を後から朱書しているものが、見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (3) 「モニター会」の事業内容から、参加者にはノベルティグッズも配布し、周知には、多額の印刷費を投入して、チラシ作製、新聞折り込みポスター作成していた。また、開催日直前にも、近隣マンション等にポスティングをし、周知・案内を強化していた。

しかしながら、事業の主旨に鑑みると、参加者は近隣住民に限らず、様々な年齢や職種の来場者を募ることが肝要である。今日の社会的状況から、集客は紙媒体のみに頼ることなく、有効で経済的な手法により、事業が実施されるよう周知方法を含めて精査されたい。

6 補助事業における対象経費のあり方について

当室では、東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）が実施するに「もうかりメッセ東大阪 in 東京開催事業」に対して、平成27年度において補助金を交付しており、東大阪域企業が首都圏の企業と情報交換を行うことにより、ビジネスチャンスの拡大に繋げることを目的としていた。

ところで、補助金交付の対象に、会議所職員による新幹線グリーン車利用経費が含まれていた。

当該事業は、平成27年度に終了しているが、あらためて同部で所管する全ての補助事業において補助対象経費から当該経費は除外されるとともに、補助金交付の対象とする経費の明確化を図られたい。

7 団体活動助成金について

当室では、市内にある異業種グループ間において、相互の連携を深めるとともに、グループの活性化を推進することで、地域中小企業の振興を図ることを目的に結成された団体に対し、

250,000 円の活動助成金を交付している。

ところで、平成 27 年度実績報告書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 実績報告書に添付された領収書のあて名が、すべて他団体のものとなっていた。
報告書受領後の書類について怠りなく点検され、適正な事務処理をされたい。
- (2) 収支報告によると、印刷費が事業総額の 2 分の 1 以上を占め、発表会開催周知に係るポスターやチラシ印刷のほか、発表会参加者 140 人分のカラーコピー資料が 1 部 1,321 円でコピー料金だけで 184,940 円に上っていた。
費用対効果に鑑み、事業内容を精査されたい。

8 ビジネスセミナー開催補助金について

当室では、経営、営業、IT、法務、財務等に関するセミナーの開催により中小企業の人材育成に寄与することを目的に、公益財団法人産業創造勤労者支援機構に対し、ビジネスセミナー開催補助金を交付している。

平成 27 年度においては 26 回のセミナー開催に対し、1,324,069 円の補助金を交付しており、その中で講師用のお茶を複数回購入しているが、セミナーの最終日である平成 28 年 3 月 3 日において、それまでの 1 回あたりの購入額の 10 倍を超える金額を支出していた。

当該事業については全額補助金により実施されるものであり、補助金については事業費により精算が行われているものの、経費の支出が適正になされるよう実績報告時等に十分な確認を行われたい。

9 公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構補助金について

当室では、本市の外郭団体である公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構（以下「機構」という。）に対し、補助金等交付規則（以下「規則」という。）に基づき、運営補助金を始め複数の事業補助金を交付している。交付にあたっては、規則に基づき、機構から交付申請書等の提出を受けるとともに、事業完了後には、実績報告書等の提出を受けている。

これらの書類を確認したところ、交付申請に係る事業計画や実績報告において、事業の実施日や事業の詳細、事業への参加数などについて具体的な記載がなされておらず、非常に簡便なものとなっていた。

補助金の交付については、規則第 6 条及び第 15 条において、申請及び報告書類を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うことが規定されていることから、本市の外郭団体であっても、他と同様、申請及び報告書類の審査について、適正な事務処理をされたい。

1 0 モノづくり教育支援事業委託契約について

当室では、次世代を担う子供達に、モノづくりの啓発を推進することを目的にモノづくり教育支援事業について 4,000,000 円で委託契約を締結している。

平成 27 年度の収支報告書を確認したところ、当該委託料に加え、別途 1,412,849 円の負担金収入をあわせ、総額 5,412,849 円で事業が実施されていた。

仕様書では、市内小学生を対象に 14 件の体験教室を実施することとされているが、市の委託料で実施するものと負担金収入で実施するものが区分されていない。

市の委託事業の範囲を明確にされたい。

1 1 住工共生コミュニティ活動支援補助金について

当室では、住工共生のまち実現に協働して取り組む礎とすることを目的に、住工共生コミュニティ活動支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、モノづくり企業等が主体となり近隣地域住民等を対象に実施するイベント等に対して補助金を交付している。

平成 27 年度においては、地域住民との交流目的とした事業に対し 21,000 円の補助金を交付しているが、要綱第 5 条別表に規定する補助対象経費以外の食料費も補助対象経費に含めて補助金を交付していた。

補助対象経費について、要綱にのっとり適正な事務処理をされたい。

1 2 補助金交付事務について

補助金交付事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助金等交付規則第 18 条において、補助金等の交付を決定しようとする場合は、申請者が暴力団員等であるかどうかについて警察署長の意見を聴くものとしてされているが、警察署長に意見を聴いていないものや交付決定日以降に警察署長からの回答がなされ

ているもの。

- (2) 実績報告書に添付された領収書等の日付が誤っているなど適正でないもの。

1.3 行政財産の目的外使用許可に関する事務について

当室では、財務規則第 149 条に基づき、産業技術支援センターの一部について、4 件の行政財産目的外使用許可を行っている。

ところで、当該使用料は行政財産使用料条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定により、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、1 件を除き、使用年度での 12 か月分納で許可がされている。また、条例同条ただし書では、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではないと規定されているが、この取扱いを経て決裁が行われた形跡もなかった。

内部統制の観点からも、適正な事務処理をされたい。

1.4 時間外勤務等の命令について

職員に正規の勤務時間以外の勤務を命じる場合は、所属長等による命令が行われるものであるが、当課における休日勤務において、時間外勤務等の命令が行われていないにもかかわらず、手当の請求がなされているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

商業課

1 市営産業施設及び市設店舗について

当課では、産業の育成及び振興を図るため、産業施設条例及び市設店舗条例に基づき産業施設の一部及び市設店舗を所管しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 市営産業施設荒本第 6 事業所は 7 施設中 2 施設において、平成 28 年 11 月末における過年度分の収入未済額は、751,200 円となっている。また、市設店舗は 8 店舗中 1 店舗において、平成 28 年 11 月末現在 2,713,000 円の使用料の滞納が生じている。

公平性の観点及び市の財源確保のためにも滞納額の減少に向けて努められたい。

- (2) 市営産業施設蛇草第 4 事業所は 10 施設中、使用されているのは 4 施設である。また、市設店舗は 8 店舗中、使用されているのは 2 店舗である。

施設の効率的な活用を図られたい。

2 補助金交付事務について

当課では、商業振興のため団体に対し補助金を交付している。

団体に対する補助制度運用基準において、補助率の上限は2分の1と定められているが、交付する補助金のうち、事業収入を除くほぼ全額を市が負担しており、基準を超える明確な理由も示されていない、以下の留意すべき事項が見受けられた。

補助金交付の費用対効果を十分に勘案し、適正化に努められたい。

- (1) 東大阪市小売商業団体連合会事業補助金において、事業総額1,007,856円に対して、補助金1,000,000円を交付していたもの。
- (2) 東大阪商工会議所商工振興補助金（東大阪商業フェスタ）において、事業総額5,106,928円に対して、補助金4,800,000円を交付していたもの。なお、これには参加負担金等として290,000円の事業収入があったもの。

3 中小企業経営実態調査業務委託契約事務について

当課では、平成28年度中小企業経営実態調査業務委託契約を東大阪商工会議所（以下「会議所」という。）と締結し、消費者の買い物動向、意識、要望の調査並びに報告書作成を実施している。また、随意契約理由は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質または目的が競争入札に適しないもの）に基づくものとし、受託者はノウハウや知識、実績を有する者としている。

ところで、当該委託にあたり、当課ではアンケート対象を抽出したあて名シールを会議所に提供するとともに、調査項目の検討等手厚い支援を行い、さらに、クロス集計業務は会議所での実施が困難であることから再委託が行われている。

地域商業の活性化策を検討するにあたっては、インターネット通販等、昨今の市民の消費傾向の変化がキーワードとなり、その基礎となる当該調査の委託先についても、新しい発想や独自技術を有する者との契約が求められる。

事業目的達成のため、当該契約の相手先の決定については前例踏襲によらず、その妥当性を十分に検討され、市内大学等との連携も視野に、効果的な施策展開を図られたい。

4 資金前渡事務について

駐車場借上料について資金前渡しているが、資金前渡通帳から現金を出金する前に駐車場料金として支払をしている領収書が、複数見受けられた。

立替払は、現行制度上認められておらず、事前に所要額を出金し支払う必要がある。

適正な事務処理をされたい。

労働雇用政策室

1 資金前渡事務について

勤労市民センター使用料については、勤労市民センター条例及び同条例施行規則に基づき、指定管理者において還付事務を行い、当室資金前渡職員は、毎月指定管理者が還付した使用料を前渡資金から交付している。

資金前渡職員は、自ら正当債主に対して支払を行う必要があり、地方自治法にのっとり、適正な事務処理をされたい。

2 補助金交付事務について

当室で団体に対して交付している補助金について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 団体が実施する人材確保事業について、事業総額 4,402,796 円に対して、補助金 2,700,000 円を交付している。なお、これには 1,560,000 円の事業収入があったものである。

団体に対する補助制度運用基準では、対象経費の補助率の上限は 2 分の 1 としており、基準を超える補助金交付については、明確な理由を示し、適正化に努められたい。

- (2) 団体が実施する勤労者福祉の向上、労働安全の確立等を図るための事業について、補助金を交付しているが、申請書では、団体の負担分を含めた全収入に対して、総会費用、会議費などの項目による支出内訳が示されていたが、精算書では、市補助金のみの収入に対する、行事名による支出内訳が記されている。

補助金交付に係る規定を整備し、対象経費を定めるなど、適正な事務処理をされたい。

農政課

1 契約事務について

契約事務で、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) アライグマ等の捕獲及び運搬に係る業務委託契約において、委託契約書に契約金額を記載していないにもかかわらず、財務規則第 37 条の規定による支出負担行為を行っているもの。
- (2) 有害鳥獣駆除業務委託契約において、暴力団の排除に関する条項が記載されていないもの。

2 都市農業活性化及び農地活用事業補助金（ファーム花いっぱい咲かそう事業）について

当課では、農業経営の安定化及び農地の保全活用を目的として、都市農業活性化及び農地活用事業補助金を農業団体等に対し、交付している。

その一環である、ファーム花いっぱい咲かそう事業は、当該補助金実施基準に該当した申請者に対し、草花等の栽培面積 1 m²につき限度額 60 円（1 件につき限度額 24 万円）を支給している。

ところで、実績報告書には、領収書等の添付を義務付けておらず、常に申請どおり栽培面積に対する限度額で補助金を交付していた。

補助金等交付規則第 12 条において、補助事業者に対して事業に係る収支を証する書類の整備及び保管を義務付けていることから、当該事業は支出状況についてその裏付けが示されない事業となっている。

農地の保全、景観形成を促す意味において、昨今の社会情勢から有効な事業ではあると考えられることから、事業目的が十分達成できるよう補助の手法について検討されたい。

3 補助金交付事務について

当課では、土地改良団体の相互の連絡協調を密にして事業の円滑な運営を図り、農業生産基盤の整備開発に寄与することを目的に、補助要綱（以下「要綱」という。）を制定し、補助金を交付しているが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 要綱第 11 条第 1 項において、事業完了後 30 日以内に事業報告書を市に提出しなければならないと規定されているが、その提出が遅延していた。

適正な事務処理をされたい。

- (2) 事業報告書には、要綱第 11 条第 2 項に規定する収支決算報告書が添付され、平成 27 年度においては 180,024 円の決算額のうち市が 180,000 円の補助金を交付し、決算に係る領収書、請求書、納品書も添付されているが、この内容を確認すると、請求書及び納品書の金額は 189,000 円で単価及び数量が明記されているものの、領収書は 180,024 円と 8,976 円に分割され、その両方に単価及び数量の記載がなかった。

補助金の交付については、公平性と透明性が求められていることから、補助金による支出状況を明確にするとともに適正な領収書を添付されたい。

4 時間外勤務等の命令について

時間外勤務等の命令については、平成 28 年 4 月 1 日に施行された職員の時間外勤務等の取扱要領（以下「要領」という。）に基づき行われるものであるが、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 正規の勤務日に時間外勤務等の命令を行うときは、正規の勤務時間と命令を行う時間との合計が 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分、7 時間 45 分を超える場合は少なくとも 1 時間の休憩時間を与えることとされているが、規定の休憩時間を与えていないもの。
- (2) 週休日、休日に時間外勤務等の命令を行うときは、命令する時間が 6 時間を超える場合は少なくとも 45 分、7 時間 45 分を超える場合は少なくとも 1 時間の休憩時間を与えることとされているが、規定の休憩時間を与えていないもの。
- (3) 要領に係る質疑応答において、正規の勤務時間の開始前に勤務を行う時間外勤務等の命令を行う際には、休憩時間付与の観点から、正規の勤務時間の 15 分前までの時間外勤務命令とするよう示されているものの、正規の勤務時間まで時間外勤務等の命令が行われているもの。